

全国視覚障害者外出支援連絡会（JBOS）規約

コーディネーター事業

国内・国外の視覚障害者が、公的及び私的な所用により遠隔地への外出や旅行を希望する時、支障無く達成できるようなコーディネーターを行う。

- ・ 依頼メールは依頼書様式に則ったもので発信すること。
- ・ 依頼が終了するまでは、確認を怠らないこと。
- ・ 依頼が終了した時点で、報告書様式に則ったもので事務局に報告する。
- ・ JBOSとして合意を得るべきことが生じた場合は速やかに事務局に連絡する。
- ・ 視覚障害者の外出支援が私的な営利行為である場合はその限りではない。
- ・ コーディネーターの最終責任は事務局にあり、記録も保存する。

構成員

会員は視覚障害者の外出介助ボランティア活動を行う団体。

- ・ ネットワークのツールとしてはインターネットを活用する。
- ・ メンバーはJBOSメンバーリストへ参加する。ただし1団体1名のみとする。
- ・ 退会及び除名については事務局に退会の意志と理由を申し出て、メンバーの了解を得るものとする。

役員

会長1名。顧問1名。運営委員を役割分担に添って若干名置く。

事務局

事務局長が所属するグループの事務所に設置する。

決定機関

総会

- ・ 本会の目的を達成するための重要な議案は年1回の全会員による総会において、過半数の賛同を以って議決するものとする。
- ・ 目的の推進や運営に関わる日常発生的な諸条件については、メンバーの合議の元決定し報告する。なお、それらの打ち合わせ方法は電子メールを活用するものとする。

会員の受け入れと開拓

新会員の受け入れ

- ・ 加盟希望団体に対しては事前にメンバー内で委託された近隣のグループが説明会を関係者に行う。
- ・ 全国エリアカバーを目指して新規参加の会員を積極的に開拓しなければならない。

会費及び会計

会員の会費は次の通りとする。

- ・ 年会費 2,000円

その他、臨時会費は必要に応じて随時事務局に於いて報告し、会員全員の了承を得るものとする。

会計年度は毎年1月を起点とし、12月末に締め切るものとする。